

明星学苑ガバナンス・コード

－私立大学版ガバナンス・コードへの対応について－

2019年、文部科学省・大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会の「学校法人制度の改善方策について」（平成31（2019）年1月7日）において、「私立大学版ガバナンス・コード」の策定の推進が提言されました。この提言は「学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化」の中で謳われており、まずは文部科学大臣所管法人を中心とした団体において取り組むとされています。これを受け、各大学団体が「私立大学版ガバナンス・コード」を定めました。

その中で本学苑は、一般社団法人大学監査協会の「大学ガバナンスコード」（2019年（令和元年）7月11日改定）を採用し、同協会のコードが定める原則に対し、本学苑のありようについて「実施する」「実施しない」「該当しない」という形で明示し、「実施しない」としたものについて説明することで、本学苑のガバナンス・コードとして使用することにいたしました。

本学苑は、このコードを通じて全てのステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正で迅速・果敢な意思決定を行い、学校法人としての社会的責任と説明責任を果たします。そのために、このコードの各原則について自己点検・評価を行うとともに定期的、また、関係法令が改正された場合には見直し、本学苑の健全で持続的発展に役立てます。また、同協会のコードにおいて原則として定められていない教学事項については、設置校ごとに行われる自己点検・評価活動により担保することといたします。

なお、本学苑は幼稚園から大学・大学院までを設置する総合学苑ですが、明星学苑ガバナンス・コードは、学苑と大学を中心に設定し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校は学苑及び大学の精神を受けて運営するものといたします。

※一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」
（2019年（令和元年）7月11日改定）参照

1. 一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」(2019年(令和元年)7月11日改定)に対する実施の状況

前記のとおり、本学苑は一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」を使用します。当該コードの原則に対する実施の状況は以下のとおりです。

実施する：A、実施しない：B、該当しない：C

基本原則		原則		補充原則	
基本原則 1 大学設置法人として、設置大学の目的を達成するために必要な環境の整備	A	原則 1-1 目的等の明確化と公表	A	補充原則 1-1①	A
				補充原則 1-1②	A
				補充原則 1-1③	A
		原則 1-2 学校法人と設置大学の実効的協働関係の構築	A	補充原則 1-2①	A
		原則 1-3 財政政策と大学の目的実現及び学校法人と設置大学の協働関係構築の関係	A	補充原則 1-3①	A
				補充原則 1-3②	C
基本原則 2 ステークホルダーとの適切な協働	A	原則 2-1 中長期的な大学価値向上の基礎となる経営理念策定	A	補充原則 2-1①	A
		原則 2-2 ステークホルダーとの関係の恒常的検討と行動準則の策定・実践	A	補充原則 2-2①	A
		原則 2-3 一般的リスク及び大学特有のリスクへの対応	A	補充原則 2-3①	A
				補充原則 2-3②	A
		原則 2-4 内部通報	A	補充原則 2-4①	A
				補充原則 2-4②	A
				補充原則 2-4③	A
		原則 2-5 多様性の確保	A	補充原則 2-5①	A
				補充原則 2-5②	A
		基本原則 3 適切な情報開示と透明性の確保	A	原則 3-1 情報開示の意味の検討	A
補充原則 3-1②	A				
原則 3-2 情報開示の充実	A				
原則 3-3 監事の活動	A				
基本原則 4	A	原則 4-1	A	補充原則 4-1①	A

理事会の責務	理事会の役割・責務 (1)		補充原則 4-1②	C
			補充原則 4-1③	A
			補充原則 4-1④	A
			補充原則 4-1⑤	A
	原則 4-2 理事会の役割・責務 (2)	A	補充原則 4-2①	A
			補充原則 4-2②	C
			補充原則 4-2③	A
	原則 4-3 理事会の役割・責務 (3)	A	補充原則 4-3①	A
			補充原則 4-3②	A
			補充原則 4-3③	A
	原則 4-4 理事会の役割・責務	A	補充原則 4-4①	A
			補充原則 4-4②	A
			補充原則 4-4③	A
	原則 4-5 監事の役割・責務	A	補充原則 4-5①	A
			補充原則 4-5②	A
			補充原則 4-5③	A
			補充原則 4-5④	A
			補充原則 4-5⑤	A
	原則 4-6 理事の責任	A	補充原則 4-6①	A
			補充原則 4-6②	A
			補充原則 4-6③	A
	原則 4-7 外部理事制度の活用検討	A		
	原則 4-8 評議員会の位置づけ	A	補充原則 4-8①	A
			補充原則 4-8②	B
			補充原則 4-8③	A
			補充原則 4-8④	A
			補充原則 4-8⑤	A
原則 4-9 任意の仕組みの活用	A			
原則 4-10 理事会の実効性確保のための 前提条件	A	補充原則 4-10①	A	
		補充原則 4-10②	A	
		補充原則 4-10③	A	
		補充原則 4-10④	A	
原則 4-11 理事会における審議の活性化	A	補充原則 4-11①	A	
		補充原則 4-11②	A	
		補充原則 4-11③	A	
原則 4-12	A	補充原則 4-12①	A	

	情報入手と支援体制		補充原則 4-12②	A
			補充原則 4-12③	A
			補充原則 4-12④	A
	原則 4-13 理事・監事のトレーニング	A	補充原則 4-13①	A
			補充原則 4-13②	B
基本原則 5 学長等の責務	原則 5-1 学長の責務 (1)	A	補充原則 5-1①	C
			補充原則 5-1②	A
	原則 5-2 学長の責務 (2)	A	補充原則 5-2①	C
			補充原則 5-2②	A
	原則 5-3 学長の責務 (3)	A		
	原則 5-4 学長の責務 (4)	A	補充原則 5-4①	A
			補充原則 5-4②	A
	原則 5-5 学長の責務 (5)	A		
原則 5-6 学長、副学長及び学部長の責務	A	補充原則 5-6①	A	
原則 5-7 管理職事務職員の責務	A			

2. 各原則において「実施しない：B」としたもののについての本学苑の考え方と対応状況

(1) 原則 4 - 8 評議員会の位置付け 補充原則 4 - 8 ②

評議員の構成比の理由は公表していませんが、評議員会が監督機関及び諮問機関としての位置付けであることから、評議員の構成については、教職員を一定数置き、外部者として客観的な判断ができる者（卒業生を含む）も構成員としています。また、「学校法人明星学苑寄附行為」及び「学校法人明星学苑評議員の選任に関する規程」において、評議員の選出母体等を規定しています。これらにより、評議員会の目的を果たす構成となっています。

なお、評議員の選任・任期・退任、評議員会の諮問・決議事項等については「学校法人明星学苑寄附行為」にて定め、公式ウェブサイトで公開しています。

(2) 原則 4 - 1 3 理事・監事のトレーニング 補充原則 4 - 1 3 ②

個々の理事・監事に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋について特段の定めはありませんが、各理事は、その専門性について必要な知識の習得や更新、トレーニングを積んでいます。また、監事については、大学監査協会主催の研究会議等に参加し、必要な知識の習得に努めています。

なお、学苑は各種研修会の実施を周知し、その参加費用を負担しています。

以上